

消費者金融の借金で苦しんでいませんか

国民健康保険税の支払いで困っている方へ

厚生労働省と愛知県国保連合会が、国民健康保険税の滞納者を主な対象にして借金の返済で困っている人について、弁護士による無料法律相談を実施します。

借金の整理で不安なこと、破産・再生についての疑問、借金に関する事など相談に応じます。

消費者金融からの借入期間が長い、複数の消費者金融に借金があるなど心当たりのある方は、すでに返済が終わっていても、払い過ぎた金額の返還を求める事が可能な場合がありますので、ぜひご相談ください。返還を受けた金額を国民健康保険税に充てることができます。

相談相手は愛知県弁護士会の弁護士です。秘密は厳守します。

相談日時 8月23日(木)~29日(水)

午後1時~午後5時

場 所 中央公民館本館102号室

持参するもの 保険証、認印

電話での予約を受け付けます。

当日は保険課国保係で受け付けをしてください。相談場所へ案内します。(予約優先)

問い合わせ先 保険課国保係 ☎(48)111(内 214・216)

介護保険料の減免制度

災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができます。

該当する場合は、保険課介護保険係へご相談ください。

	対象者		減免割合
	減免事由	前年の所得など	
1	第1号被保険者または同じ世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害で、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。	被保険者または世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下	損害の割合が10分の3以上10分の5未満
			損害の割合が10分の5以上
2	第1号被保険者の世帯で生計を主として維持する者が死亡、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院で収入が著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少
3	第1号被保険者の世帯で生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休止、失業における著しい損失、失業などで著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少
4	第1号被保険者の世帯で生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害などで農作物の不作、その他これに類する理由により著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少
5	第1号被保険者が刑事施設などに拘禁されたこと。		拘禁期間が2カ月以上 拘禁開始の月から終了した月の前月までの納付額
6	保険料の段階が第1段階または第2段階の第1号被保険者で著しく生活に困窮していること。	第1号被保険者の世帯全員の前年の所得がなく、これらの者の前年の収入金額が80万円(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき17万5,000円を加算)以下	・市町村民税課税者と生計を共にしない。 ・市町村民税課税者の扶養になっていない。 ・資産などを活用してもなお保険料を納付することが困難であること。
			10分の5
イ	保険料の段階が第3段階の第1号被保険者で著しく生活に困窮していること。	第1号被保険者の世帯全員の前年の所得がなく、これらの者の前年の収入金額が120万円(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき35万円を加算)以下	・市町村民税課税者と生計を共にしない。 ・市町村民税課税者の扶養になっていない。 ・資産などを活用してもなお保険料を納付することが困難であること。
			3分の1

第1号被保険者とは保険の対象となる65歳以上の方。

第1段階の対象者とは生活保護を受給している方および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方。

第2段階の対象者とは世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方。

第3段階の対象者とは世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方。

介護保険料の減免の申請手続き

減免の申請は、介護保険料減免申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、納期限の7日前までに提出してください。申請書は保険課介護保険係にあります。

問い合わせ先 保険課介護保険係 ☎(48)111(内 228・290)